

令和 2 年 4 月

(第 1 回)

京都府教育委員会会議録

1 開 会 令和 2 年 4 月 15 日 午後 3 時 00 分
閉 会 令和 2 年 4 月 15 日 午後 3 時 40 分

2 出席委員等

橋 本 教 育 長 上 原 委 員 安 藤 委 員

千 委 員 小 畑 委 員 安 岡 委 員

3 欠席委員

なし

4 出席事務局職員

前 川 教 育 次 長 山 本 教 育 監

大 路 管 理 部 長 山 口 指 導 部 長

安 達 管 理 部 理 事 石 澤 総 務 企 画 課 長

平 野 管 理 課 長 栗 山 学 校 教 育 課 長

森 下 文 化 財 保 護 課 長 下 村 総 務 企 画 課 主 幹 兼 係 長

片 又 総 務 企 画 課 主 幹 兼 係 長 岡 総 務 企 画 課 副 主 壱

5 議事の大要

(1) 開会

教育長が開会を宣告

(2) 前会議録の承認

3月分2回の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項

ア 臨時代理議決の報告について

- (ア) 第16号議案 京都府教育委員会基本規則の一部を改正する規則の制定について
- (イ) 第17号議案 教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に専決させる訓令の一部を改正する訓令について
- (ウ) 第18号議案 会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則の制定について
- (エ) 第19号議案 教育委員会の権限に属する事務の一部を部長等に専決させる訓令の一部を改正する訓令について

【大路管理部長の報告】 ((ア)から(エ)まで一括)

○ まず、第16号議案京都府教育委員会基本規則の一部を改正する規則の制定について及び第17号議案教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に専決させる訓令の一部を改正する訓令についてを報告する。

教育委員会事務局の組織改正等に伴い、教育委員会基本規則及び教育委員会訓令の一部を改正したものであり、改正内容は3点ある。

1点目は、ICT教育推進室の設置に伴う関係課の所管事務の整理を行ったもの、2点目は、業務が担当業務に限定される「担当課長」を廃止し、所属長の命令により担当業務のみならず、所属内の様々な業務に関与する等、所属長補佐として位置づける「参事」を配置するもの、3点目は、職員の年齢構成の変化に伴う現行組織の歪みや弱体化に対応し、事務・事業が的確に執行できる組織体制を構築するため、「担当制」を「係制」に、「副課長制」を「係長制」に改めるものである。

本来、教育委員会の議決を経てから公布すべきだが、「担当課長」廃止「参事」配置等について、全庁的な調整に時間を要し、臨時代理議決を行ったため報告する。

次に、第18号議案会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則の制定について及び第19号議案教育委員会の権限に属する事務の一部を部長等に専決させる訓令の一部を改正する訓令についてを報告する。

会計年度任用職員制度の令和2年4月1日施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則の制定及び教育委員会訓令の一部を改正した。

会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則の制定については、職員の給与等に関する条例の規定により、各任命権者が定めることとされている会

計年度任用職員の給与や勤務条件について、規定したものである。

教育委員会の権限に属する事務の一部を部長等に専決させる訓令の一部を改正する訓令については、これまでから臨時職員等の採用について、事務処理の効率化等の観点から各課長等の専決事務としていたが、この度、制度導入に伴い会計年度任用職員の採用等についても、各課長等の専決事務とするため、所要の改正を行うものである。

会計年度任用職員の勤務条件等について、全局的な整理に時間を要し、臨時代理議決を行ったため報告するものである。

【質疑応答】

- なし

(オ) 第20号議案 府立の高等学校等の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について

【安達管理部理事の報告】

- 府立の高等学校等の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について報告する。

この間、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴う対応について審議いただき、2月定例府議会に「職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案」を提出し、可決・成立の上、改正条例に基づく教育委員会規則の制定を検討している旨報告していた。

3月19日、同条例が可決・成立したことから、同日付けで条例に基づく規則として、臨時代理議決により制定したので報告する。

規則の内容は、全3条で構成しており、第1条に趣旨、第2条に業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間、つまり、勤務時間外において業務を行う時間及び月数の上限を規定している。具体的には、府立学校の上限方針に規定した上限と同じ内容であり、原則は、1箇月45時間、1年360時間、特例の場合は1箇月100時間未満、1年720時間などを規定している。

そして、第3条に教育長に対する委任規定として、教育職員の健康及び福祉の確保を図る他の事項は教育長が定めることを規定しており、これにより府立学校の教育職員の上限方針も同様に改定した。

これらについては、条例と同じく令和2年4月1日から施行している。

【質疑応答】

- 上原委員

勤務時間外において業務を行う時間の上限が、特例の場合は1箇月100時間未満というのは過労死ラインを超えており、近い将来的には、この時間を減らしていく努力又は方針はあるのか。

- 安達管理部理事

特例の場合の1箇月100時間未満については、生徒の指導等に係る臨時、緊急に必要な場合を想定している。原則的には1箇月45時間の上限を守るべきとしている。この100時間未満を含め、働き方改革関連法により、民間企業を含めての上限と同じ時間としている。

(カ) 第21号議案 京都府立学校授業料等徴収条例第3条第1項の規定による納付期限の特例等に関する規則の一部改正について

【平野管理課長の報告】

- 京都府立学校授業料等徴収条例第3条第1項の規定による納付期限の特例等に関する規則の一部改正について報告する。

昨年5月に大学等における修学の支援に関する法律が成立した。この法律により、京都府立看護学校の学生に対し、授業料等の減免及び給付型奨学金の支給が実施されることとなった。そのことを規定するために、京都府立学校授業料等徴収条例の一部改正が京都府議会2月定例会で3月19日に議決された。

条例の一部改正内容については、新たに対象となる京都府立看護学校の学生に関する規定を条例第3条第1項に追加し、それまで第3条第1項から規定していた高等学校の生徒の修学支援金に関する規定を1項ずつずらすものとなっている。

この条例の一部改正に伴い、京都府教育委員会規則の京都府立学校授業料等徴収条例第3項第1項の規定による納付期限特例等に関する規則についても、引用条例の項が1項ずつずれてしまったため、新旧対照表のとおり一部改正が必要となった。

また、期日としては、法律や条令の施行日である4月1日までに一部改正が必要となり、本来、教育委員会の議決を経てから規則を改正すべきだが、条例改正から施行日までに暇がなかったため、条例議決日と同日の3月19日に当該規則改正に係る臨時代理議決を行ったため報告する。

【質疑応答】

- なし

(キ) 第22号議案 京都府子どもの読書活動推進計画（第四次推進計画）の改定について

【栗山学校教育課長の報告】

- 京都府子どもの読書活動推進計画(第四次推進計画)について報告する。

京都府子どもの読書活動推進計画は、第三次推進計画の期間が令和元年度末であり、2月6日の定例教育委員会で最終案を説明し、議論いただいたが、その最終案の議決を4月以降に持ち越した場合は、4月1日から議決日まで本府として読書活動推進計画が存在しない期間が生じるため、昨年度中に推進計画を策定する必要があった。

本来、教育委員会で議決をいただくものであるが、今年度の府議会常任委員会の報告の後、教育委員会の開催がなく、議会報告の後に教育長の臨時代理議決により対応した。

本計画では、子どもの自主的な読書活動を重視し、読書を通じて質の高い学力の基盤となる「ことばの力」を育成するとともに、感性を磨き、表現力を高

め、創造力豊かな子どもを社会全体で育成することを目指しており、読書活動を通して育まれる学力を基盤とした生きる力の育成を目指していく、読書の重要性を広く発信していくものである。

また、新型コロナウイルス感染症対策で休業期間中であるが、この読書活動の重要性を踏まえ、さまざまな取組にしっかりと対応していきたい。

【質疑応答】

○ 上原委員

現在、学校が休校の中、図書館も閉館しているところが多いが、読書に関する対応をしているのか。例えば、感染症対策しながら学校の図書館を一部開放するなど、何か考えていることはあるか。

○ 栗山学校教育課長

市町立の小中学校の実態では、週1回程度の登校日以外の日においても、学校図書館を開放し、居場所の提供も含めて対応している市町はかなりあるものと承知している。

また、府立図書館については、休業期間がさらに長期化することも想定され、そうした中で何かできることはいかないか検討しているところである。この期間であればこそ、ある意味で読書活動に親しみやすいというところもあり、そういうことも踏まえ、支援のあり方を考えていく。

○ 上原委員

新小学1年生への対応をしっかりとしていただきたい。新1年生は入学式が済んだだけで、その後は休校により何も教えてもらっていない状況であり、なかなか読書というところまではいかないと思う。そのあたり何か対策を考えていきたい。

(ク) 第23号議案 京都府文化財保存活用大綱の制定について

【森下文化財保護課長】

○ 京都府文化財保存活用大綱の策定について報告する。

京都府文化財保存活用大綱の策定については、本来、教育委員会で議決を経るものであるが、令和元年度末までに策定する必要がある一方で、府議会常任委員会の報告の後に、教育委員会の開催が無いため、3月19日付けで臨時代理議決を行ったため報告する。

また、策定した大綱の内容を踏まえ、「わたしたちの文化財」と題する冊子により「概要版」を作成したため報告する。

同冊子では、府内の概略的な地図により、南北に長い府域では、京都市以外にも北は丹後から南は山城地域まで、その地域の気候や風土により、独自の文化が育まれ、その足跡ともいえる様々な文化財が所在していることを示している。

さらに、「様々な種類の文化財」として、皆さんの周りにある文化財の概要説明、次に「文化財を取り巻く現状と課題」として、「この大綱の目的や役割」と府内の文化財を取り巻く現状と課題を5点にまとめて記載している。

続いて、「文化財を未来へつなげるために」として 今後の府内の文化財の

保存・活用に関する基本的な方針を示している。そして、この「方針」は、市町村が「文化財保存活用地域計画」、文化財所有者が「保存活用計画」を策定する際の指針と位置づけていただくことを記している。

「京都府の取組」としては、先の「方針」に基づき 府内の文化財の保存・活用のために行う取組、講ずる措置を6点にまとめ示している。

概要版の内容は以上である。なお、「文化財とともに生きる」として絵を掲載している。これは、身の回りには、様々な文化財が所在していることを示すことで、多くの方々に文化財を身近に感じ、今後一層その保存や活用に関わっていただきたい、という思いを込めたものである。

概要版は、2,000部作成し、関係機関を始め、府立学校などにも配付することとしている。また、大綱の本文とともに、当課ホームページでもご覧いただけるようにしている。

【質疑応答】

- なし

イ 新型コロナウイルス感染症について

【山本教育監の報告】

- 新型コロナウイルス感染症に係る京都府の対応状況及び「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」の改訂について報告する。

新型コロナウイルス感染症に係る京都府の対応状況であるが、小中学校、高校等の臨時休業等の現状において、その経過を報告する。

3月11日の定例教育委員会で報告したとおり、国から2月27日に感染拡大の予防措置ということで学校の一斉臨時休業の要請があり、府立学校については、3月3日から春休みに入る前の3月19日まで休業し、さらに、春休み中はその取組を各学校で継続していくこととした。

その後、4月1日に国の専門家会議の提言が出され、その見解に基づき、文部科学省からは臨時休業の実施に関するガイドラインが示された。その時点で、児童生徒や教職員に感染者がいなかったこと、そして、京都府知事、京都市長からも国の専門家会議が示す感染拡大警戒地域に当たらないということを表明された。こうした状況を踏まえ、文部科学省のガイドラインに沿い、4月3日には新学期から学校を再開することを決定した。

しかし、その翌日の4月4日、翌々日の4月5日にかけて、新たな感染が20件、そのうちの16件が感染経路不明であったことから、知事から感染拡大の懸念が高まっており、学校の再休業について検討するよう要請があった。また、東京や大阪に対して、緊急事態宣言が発出されたことで急速に危機感が増し、また、府民の学校再開を危惧する声も大きくなってきた。これらを踏まえ、4月7日には、改めて5月6日まで口丹通学圏以南の府立学校を休業する旨発表した。

現在、週に1日の登校日を設け、生徒の観察や学習状況の確認を行うことや、運動不足やストレス解消のための運動をする機会を設けるなどの学校教育活動

を続いているところであるが、状況に応じて柔軟に対応していきたいと考えている。

また、事務局内に義務教育と高校教育の二つのプロジェクトチームを作り、休業中にどのような教育活動が進められるのか、例えば、高校では遠隔授業ができるのか、小中学校では効果的な課題提示をどうしていけばよいのかということを検討しているところである。内容については、整ったところから順次、学校、市町の教育委員会に示していきたいと考えている。

現在、京都府内の感染は、4月11日、14日現在で210人となっている。経路不明の感染者の割合が高くなり、また、人口当たりの感染率が全国的に見ても京都府は高い状況にある。このため、先週末、4月10日には、知事、京都市長が特別措置法による緊急事態宣言の発出を国に要請したところである。今後、府内の発症状況、緊急事態宣言の発出等、さまざまな条件を踏まえながら、北部地域も含めた休業、教職員の在宅勤務などの取扱いについて判断していくことになる。

【質疑応答】

○ 上原委員

休業については致し方ないが、学習の遅れの取り戻し方について、現在考えていることを教えていただきたい。

○ 山口指導部長

休業期間中にどれだけ年間学習計画を遅らすことなく家庭学習などでカバーできるかである。例えば、高校であれば、動画配信が可能な学校もあるし、遠隔授業が一定できる学校もある。ただ、小中学生については、動画を視聴する環境にないかもしれないし、児童本人が視聴しないかもしれない。どうしても課題学習になると思っている。ただ、その課題の出し方については、一定、着眼点をしっかりと持って、年間学習計画にできるだけ遅れを生じさせない工夫、努力はしていただきたいと思う。

その上で、学習の遅れの取り戻し方については、夏期休業でカバーすることや6時間授業を7時間授業にするということも考えられるが、やり過ぎると、児童生徒や教職員にとって負担になるので、その辺の負担感とのバランスになってくると思う。

○ 上原委員

高校の単位認定の関係で支障はないのか。

○ 山口指導部長

高校の場合、単位の認定に当たっては、授業の出席という履修と学習の中身を理解しているかという習得の二つの要素で行っている。履修については、休業が夏休みより先までになるとかなり厳しくなってくるが、評価については、文部科学省の通知により、家庭学習について、一定の教員の指導の下、きちんとした学習がなされ、それがレポートを提出させるとか、課題を出させるとかで、的確に評価ができるものがあれば、家庭学習であっても評価してよいということと、それから、家庭で学んだことが十分定着していると確認が取れるのであれば、再度、授業で学び直しをしなくてもよいと通知が出ており、その辺を踏まえながら、評価を行うことで単位の認定は可能かと思っている。

○ 橋本教育長

この問題は、いつまで休業が続くかによって大きく変わるため、夏期休業期間までに通常に戻れるかどうかも非常に大きな分かれ目である。特に小中学校は、夏期休業期間を使ってある程度戻すことをしなければ、かなり厳しいと思っている。京都府においても4月の終わりに補正予算を編成する。学びの関係や心のケアの関係、衛生用品など様々な要求をしているので、固まれば報告させていただきたい。

○ 小畠委員

現在、北部地域の学校は休業していないので、もし休業するなら迅速な意思決定をお願いしたい。

学校は疫学的な判断はどうしているのか。また、休業する時の意思決定はどうなっているのか。

○ 橋本教育長

例えば緊急事態宣言が出されると、法に基づき知事が施設の使用中止の要請ができるため、要請されると北部地域を含めて一律休業となる。

通常の感染症の場合は、学校が学校医や保健所と協議して休業にする。今回の場合は、専門家会議の知見に基づく文部科学省のガイドラインによる判断だと思う。ガイドラインに従うと簡単に休業にはならない。今のところ府立学校では生徒や教員に感染はなく、北部地域では感染者数も少ないので、休業していない。ただし、感染者が出てくると宣言が出なくとも速やかに休業の判断をせざるを得ないと思う。

○ 小畠委員

オンライン教育はどの程度出来ているのか。

○ 山口指導部長

高校でも限られており、生徒全員がタブレットを持っている学校は少ない。

ただ、高校生だとスマートフォンはほぼ持っているので、YouTubeの動画配信は有効だが、通信料の問題もあるため、難しい場合もある。

○ 橋本教育長

今回の補正予算でもそうした想定の要求もしている。

○ 上原委員

京都市が7時間授業をするという報道を見たが、低学年は学習意欲が低下するのではないかと思う。年齢に応じた適切な時間があると思うので、単純に時間数を増やせばいいとは思えない。ただ、土曜日の半日を授業にするかというと、それもまた難しいとも思う。難しい判断を迫られると思うがよろしくお願いする。

ウ 令和元年度京都府教育委員会の情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について

【石澤総務企画課長の報告】

○ 令和元度の京都府教育委員会における情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について報告する。

まず一つ目の情報公開制度の運用状況は、令和元年度において、請求者数は428人、請求件数は2,225件で、前年度と比べて請求者で105人の増、請求件数で

490件の増となっている。決定内容の内訳は、全部公開が1,674件、部分公開が543件、不存在等が5件、また、請求者が請求を取下げたものが3件であった。請求の内容は、学校の施設等の工事設計が全体の72%、学力テストやいじめ等児童生徒に関するものが約24%で大半を占めている。

次に二つ目の個人情報保護制度の運用状況は、令和元年度において、請求者数は21人、請求件数は121件で、前年度と比べて請求者数で1人の減、請求件数で36件の増となっている。決定内容の内訳は、全部開示が68件、一部開示が50件、不開示が3件であった。不開示については、いじめ問題調査委員会委員が作成した記録において、開示することにより、同種の意思形成を公正かつ適切に行うことには著しい支障が生じる恐れがあると判断し、不開示決定としたものである。請求の内訳は、約60%が教員の採用選考試験の結果に関する内容で、自身の答案用紙の開示を求めるものであった。残りは、いじめ問題調査委員会の報告に関するものであった。

【質疑応答】

- なし

(4) 閉会

教育長が閉会を宣告

